

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
阿久根市	脇本中部地区 (脇本馬場・脇本浜・下村・上原・古里・瀬之浦上・瀬之浦下・大淵川)	令和3年2月10日	令和3年2月10日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	269ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	158ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	36ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	25ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	〇〇ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	17ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

対象地区は、大字脇本の中央部に位置し集団的農地が大半を占めている地域であるが、高齢化等のため耕作者の入れ替わりも頻繁に行われている。また、ほ場内の水はけが悪かったり道水路の老朽化が確認されており耕作条件の整備等が急務となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本地域における耕作者の調査によると中心経営体の耕作率は、把握した農地の63%を占めており、今後の農地利用も58名の中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。



4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業の推進</b> 耕作地を把握した農地面積の内、賃借等による小作地は、851筆、846,962㎡で54%となっており、持続的な農地利用を図るため、農地中間管理事業及び農業経営基盤強化促進事業の推進を強化する。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b> 中間管理事業を実施した瀬之浦上地区・瀬之浦下地区の活用を図りながら、今後事業を進めている古里・新田地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p><b>基盤整備への取組方針</b> 中間管理事業を推進している古里・新田地区の水田においては、排水が悪く農業機械が稼働できなくなる状況があるため暗渠排水を施工し、生産効率の向上や農地集積・集約化を図る。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 「阿久根市鳥獣被害防止計画」を基に、防護柵等の購入費へ補助を行い、農作物の被害と営農意欲の低下軽減を図る。</p>
<p><b>営農体系の導入方針</b> 飼料用米、野菜等の高収益作物の作付け拡大など営農体系の転換を図る。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。